

	<b>区立小中学校の休業・施設の休館を5月31日まで延長</b> 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更
と き	5月6日（水）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は5月4日、緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長することとした。</p> <p>これを受け東京都も、緊急事態措置を実施する期間を延長した。加えて、都立学校における児童生徒を登校させない日を延長し、区立学校についても同様の対応とすることを要請した。</p> <p>そこで区は、その他の施設を含め、5月31日まで、以下のとおり対応する。</p> <p>なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和2年5月6日付け）

別添のとおり

【区民の皆様へのお願い】（練馬区方針より抜粋）

- 国の専門家会議が示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を実行し、引き続き、人と人との接触を7～8割減らすことが目標です。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 不要不急の帰省や旅行などは避けてください。

【問い合わせ】

○練馬区方針に関すること

練馬区 危機管理課 庶務係 電話03-5984-2762

○区立小中学校の休業に関すること

練馬区 教育指導課 管理係 電話03-5984-5746